

第11回

平成28年6月30日

著作権侵害

その対応

杉山 務

和解か全面戦争か？『ハイスコアガール』著作権侵害訴訟がいよいよ12月に開廷

押切蓮介氏のマンガ『ハイスコアガール』（スクウェア・エニックス）に登場するゲームの著作権侵害をめぐる事件。著作権侵害の事実はないとして、スクウェア・エニックスが提起した「**債務不存確認請求訴訟**」の第一回公判が、12月2日に大阪地裁で行われることがわかった。

この事件は、今年5月『ハイスコアガール』内で自社のゲームのキャラクターなどを無断で使用されたとして、ゲームの版權を所有するSNKプレイモアがスクウェア・エニックスおよび同社の出版部門関係者を**刑事告訴**したもの。

8月には大阪府警がスクウェア・エニックスを自宅捜索したが、10月に入り、スクウェア・エニックスが著作権侵害の事実はないとして大阪地裁に提起している。

この事件をめぐるのは、スクウェア・エニックス側がどのような形で著作権侵害の事実はないことを主張していくのかが注目が集まっている。また、「侵害された」と主張するSNKプレイモア側が和解に応じるのか、全面的に争う姿勢なのかも気になるところだ。そこで、SNKプレイモアに訴訟の方針を聞いてみたが、「この件に関する取材は、すべてお断りしている」とのことだった。

注目の第一回公判は、26年12月2日午前11時30分より大阪地裁707号法廷で行われる予定だ。 **和解しました**2015年8月24日



『ハイスコアガール』5巻（スクウェア・エニックス）

<http://otapol.jp/2014/11/post-1917.html>

著作物の利用

- 保護対象とならない著作物
- 保護期間満了の著作物
- 著作権者の了解を得る
- 著作権の譲渡を受ける
- 適法に譲渡された著作物 消尽
- 出版権の設定を受ける
- 文化庁長官の裁定
- 著作権が制限されている利用

3

著作権の侵害

「民事」の対抗措置

損害賠償請求 (114条)

故意又は過失により権利を侵害した者に対して、侵害による損害の賠償請求ができる(民法709条)
侵害を被った者は損害の額を立証しなければならないが、その立証負担を軽減するために、侵害による損害額の「推定」ができる旨規定

差止請求 (112条, 116条)

著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して、「侵害行為の停止」を求めることができる
侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができる

不当利得返還請求 (民法703条, 704条)

他人の権利を侵害することにより、利益を受けた者に対して、侵害を被った者は、侵害者が侵害の事実を知らなかった場合には、その利益が残っている範囲での額を、知っていた場合には、利益に利息を付した額を、それぞれ請求することができる 例えば、自分で創作した物語を無断で出版された場合、その出版物の売上げなどの返還を請求できる

名誉回復等の措置の請求 (115条, 116条)

著作者又は実演家は、侵害者に対して、著作者等としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができる 例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たる

4

著作権の侵害とみなされる行為

次の行為は、直接的には著作権の侵害には該当しないが、実質的には著作権の侵害と同等のものなので、法律によって「侵害とみなす」とこととされている

- ①外国で作成された**海賊版**(権利者の了解を得ないで作成されたコピー)を国内において販売や配布する目的で「**輸入**」すること(第113条第1項第1号)
- ②海賊版を海賊版と知っていながら、「販売・配布」したり、販売・配布する目的で、コピーされたものを「**所持**」すること(第113条第1項第2号)
- ③海賊版のコンピュータ・プログラムを会社のパソコンなどで「**業務上使用**」すること(使用する権原を得たときに海賊版と知っていた場合に限る)(第113条第2項)
- ④著作物等に付された「**権利管理情報**」(「電子透かし」などにより著作物等に付されている著作物等、権利者、著作物等の利用条件などの情報)を不正に、付加、削除、変更すること
- ⑤権利管理情報が不正に付加等されているものを、そのことを知っていながら、販売したり送信したりすること(第113条第3項)
- ⑥著作者の「**名誉・声望を害する方法**」で、著作物を利用すること(113条5項)

5

「刑事」の対抗措置

著作権の侵害は「**犯罪行為**」であり、権利者が「**告訴**」を行うことを前提として、「**10年以下の懲役**」又は「**1000万円以下の罰金**」という罰則規定が設けられている(119条1号)

注：・企業などの法人等による侵害(著作者人格権や実演家人格権の侵害を除く)の場合には、「**3億円以下の罰金**」とされている

・他人の著作物をコピーするような行為は、「他人の土地に入り込んでいる」という場合と同様に、客観的には「了解を得ているかどうか」が不明で、仮に了解を得ていないとしても、権利者が「**まあいいや**」と思っている場合は問題ないため、警察等による取締りには、権利者による「**告訴**」が必要(親告罪)とされている

6

その他の罰則

ア 営利を目的として、「公衆向けのダビング機」を設置し、音楽CDのコピーなど(著作権の侵害となること)に使用させること(第119条第2号)

→ 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(親告罪)

イ 小説などの原作者(著作者)が亡くなった後に、その小説の内容を勝手に変えてしまったり、原作者名を変えてしまうこと(第120条)

→ 500万円以下の罰金(非親告罪)

ウ

(a) コピーガードキャンセラーなど「著作物のコピー防止機能を解除することを目的とした機器やプログラム」を頒布したり、製造、輸入、所持すること。また、このプログラムをインターネット上に掲載することも対象となる(第120条の2第1号)(非親告罪)

(b) 「コピー防止機能などを解除すること」を事業として行った者(第120条の2第2号)(非親告罪)

(c) 「著作権の侵害とみなされる行為」を行った者(第120条の2第3号)(親告罪)

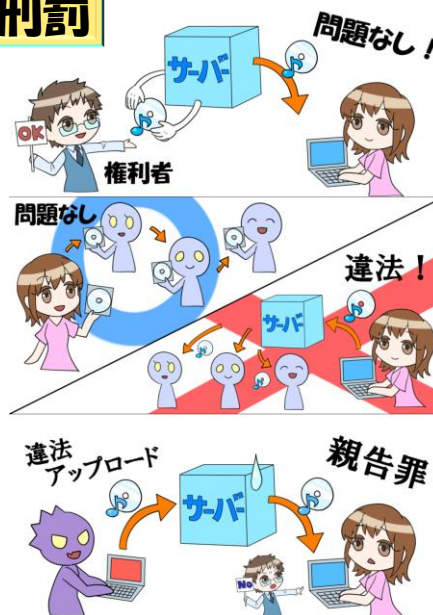
→ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

エ 著作者名を偽って著作物を頒布すること(第121条)

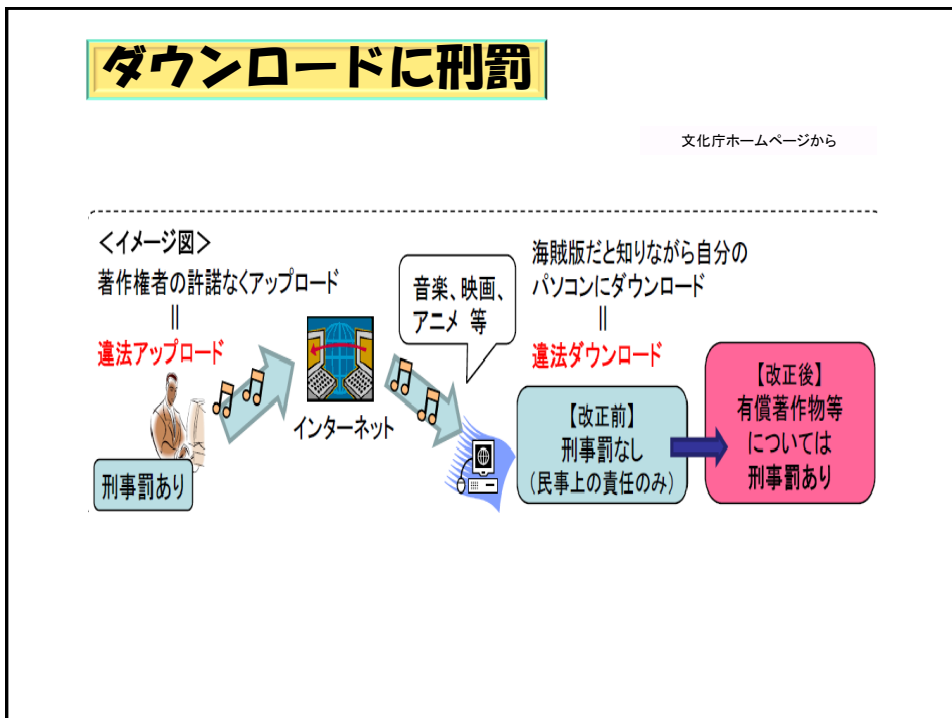
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(非親告罪)

7

ダウンロードに刑罰



違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備（第119条第3項関係）	
内閣提出法案に対する修正	
平成21年著作権法改正（違法ダウンロードについて規定）	
<p>【原則】 私的使用目的の場合で、使用する者が複製する場合、著作権者の許諾なく複製可能。</p> <p>【例外】 ただし、私的使用目的であっても、違法にアップロードされたものと知りながら、権利者に無断で、音楽、映像をダウンロード（録音・録画）する行為を違法に。ただし、刑事罰は無し。（第30条第1項第3号）</p>	
↓しかし↓	
<p>○ 違法ファイル等の年間ダウンロード数は推定で43.6億ファイル（正規有料音楽配信の10倍に相当。）、正規音楽配信の販売価格に換算すると6,683億円。（日本レコード協会調べ）</p> <p>○ 平成21年改正著作権法が施行されて2年が経過し、その効果が一部に見られるものの、依然として違法な音楽等の流通量は減少せず、コンテンツ産業に大きな被害。</p>	
↓そのため↓	
平成24年著作権法改正（違法ダウンロードの刑事罰化について規定）	
<p>(1) 対象となる行為</p> <p>私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権等を侵害する行為</p> <p><small>有償著作物等：録音又は録画されている著作物、実演、レコード又は放送・有線放送に係る音・映像で、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）</small></p>	
文化庁ホームページから	



違法ダウンロードの示談金拒否で9歳女児のPC押収—フィンランドで

9歳の娘が知らぬ間に違法コンテンツをダウンロードしてしまったフィンランド在住の男性が、著作権保護団体からの示談金支払い要求を拒否したところ、警察に娘のPCを押収されてしまった。【佐藤由紀子, ITmedia】2012年11月26日

著作権保護団体から身に覚えのない違法ダウンロードについての示談金を請求されたが拒否したところ、警察に娘のPCを押収された—。2005年の法改正で著作権侵害ファイルのダウンロードが違法とされているフィンランドでの話を、ファイル共有関連の専門ブログメディア [TorrentFreak](#) が11月22日（現地時間）に伝えた。

ある男性の元にこの春、非営利著作権保護団体CIAPCから示談金600ユーロ（約6万3000円）と秘密保持誓約書への署名を求める文書が届いた。この男性のアカウントが著作権を侵害する楽曲をダウンロードしたことが判明したという。実際には、9歳になるこの男性の娘が親が知らない間にGoogle検索で見つけた楽曲をThe Pirates Bayから落としたのだった。

男性がこれを拒否したところ、11月になって捜査令状を持った警察が自宅を訪れ、娘が愛用している“くまのプーさんPC”を証拠として押収したという。

フィンランドの法律では、著作権を侵害していると知りながら違法なコンテンツをダウンロードすることは違法であり、作曲家などの著作権保有者に告訴される可能性がある。CIAPCはフィンランドのレコードレーベルなど多数の著作権保有団体が加入する団体で、違法ダウンロードを監視している。CIAPCはTorrentFreakに対し、この秋だけでこの男性を含む28人のインターネットユーザーに示談金を提示したことを認めたという。この男性は示談金支払いを拒否したため、CIAPCに告訴されるとみられる。

日本でも10月1日に違法ダウンロード罰則化が施行された。違法にアップロードされた有償の音楽ファイルや映像ファイルを違法であることを知りながらダウンロードした場合、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科される。

権利者の許諾を得なくても良い場合

(1) 私的使用のための複製 (30条)

- ・家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること
- ・使用する本人がコピーすること
- ・誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと
- ・コピープロテクションを解除して又は解除されていることを知りつつコピーするものでないこと

(2) 教育機関における複製 (35条)

- ・教育機関であること
- ・営利を目的とする教育機関でないこと
- ・担当教員等自身がコピーすること
- ・本人の授業で使用すること
- ・必要な限度内の部数であること
- ・既に公表されている著作物であること
- ・著作者の利益を不当に害しないこと

(3) 教科用図書等への掲載 (33条)

(4) 学校教育番組の放送等 (34条)

(5) 試験問題としての複製 (36条)

(6) 図書館等における複製 (31条)

(7) 点字による複製等 (37条)

(8) 聴覚障害者のための自動公衆送信 (37条の2)

(9) 時事事件報道のための利用 (41条) 他に、40条2項、42条の2

(10) 裁判手続き等における複製 (42条)

(11) 営利を目的としない上演等 (38条)

(12) 引用 (32条)

他に、39条、40条第1項

(13) 美術品の原作品所有者による展示 (45条 46条、47条)

(14) プログラムの複製物所有者による複製 (30条)

(15) 放送事業者当による一時的固定 (44条)

ウォールストリートジャーナル事件 (東京高裁6年10月27日)

米国の新聞「ウォールストリートジャーナル」の記事を和文抄訳
発行者が著作権者に無断で翻訳・抄録した文書を有料配布し
たことに対し、著作権者が差止請求

(法30条以下)これらの規定から直ちに、わが国においても、一般的に公正利用(フェアユース)の法理が認められるとするのは相当でなく、著作権に対する公正利用の制限は、著作権者の利益と公共の必要性という、対立する利害の調整の上に成立するものであるから、これが適用されるためには、その要件が明確に規定されていることが必要

ラストメッセージ事件 (東京地裁7年12月18日)

出版社が休刊又は廃刊となった雑誌の最終号に掲載されたあいさつ文をまとめて掲載した書籍を著作権者の許諾なく発行の差止と損害賠償請求

著作権法の成立後今日までの社会状況の変化を考慮しても、被告書籍における本件記事の利用について、実定法の根拠のないまま被告主張の「フェア・ユース」の法理を適用することこそが正当であるとするような事情は認められない

「ラストメッセージ in 最終号」
286誌の休刊廃刊雑誌





ま と め

権利者の許諾を得なくても良い場合を個々の例について見ました
我が国では、一般的な利用の規定は、ありません
諸外国では、個々の権利制限を規定するとともに一般規定をおくことにより
権利侵害としないこととし、権利者と利用者のバランスを図っています
これがフェアユース規定です

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務